

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

一

○国土調査の成果の認証

(地域復興支援課)

二

○保安林の指定の予定(二件)

(森林整備課)

二

○特定漁港施設の運営の事業認定の申請

(水産業基盤整備課)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

四

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(同)

四

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

(会計課)

五

公 告

○財政状況の公表

(財政課)

五

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

七

○宮城県交通安全活動推進センターに関する告示

七

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

○宮城県規則第六十三号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「一・〇五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同項第三号中「及び二の項」を「二の項から三の項まで、五の項及び七の項」に改める。

附則第七項中「一・〇五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

別表第一の三の項中「事業協同小組合」の下に「、事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員若しくは所屬員である特定中小企業者(政令第二条第一項第三号の特定中小企業者をいう。以下同じ)」。若しくは企業組合」を加え、同表の四の項を次のように改める。

四	削除
---	----

別表第一の五の項中「同じ。」の下に「、特定中小企業団体の組合員若しくは所屬員である特定中小企業者」を加え、同表の六の項を次のように改める。

六	削除
---	----

別表第一の七の項中「組合員等の」を「組合員又は所屬員(以下「組合員等」という。の)に改め、「特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。」を削り、同表九の項中「(政令第二条第一項第三号の特定中小企業者をいう。)」を削る。

別表第二の二の項中「四の項、」を削り、同表三の項中「二の項から」の下に「三の項まで、五の項又は七の項から」を加え、同表の四の項中「別表第一の一の項から」の下に「三の項まで、五の項又は七の項から」を加え、「本表」を「この表の」に改める。

別表第三の三の項を次のように改める。

三	削除
---	----

別表第三の五の項中「、六の項」を削り、同表九の項及び十の項を次のように改める。

九	削除
---	----

宮城県知事 村 井 嘉 浩

十 削除

別表第三の十五の項中「六の項」を削り、同表の十七の項中「又は三の項」を「三の項、五の項又は七の項」に改め、同表の十八の項中「二の項から」の下に「三の項まで、五の項、」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成二十五年四月一日以後に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第五百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
名取市

二 調査を行った時期
平成二十一年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称
名取市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
名取市高館川上字西薬師一単位区域

五 認証年月日
平成二十五年六月十九日

○宮城県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英南三三、四三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

耕英南三三（次の図に示す部分に限る。）、四三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年六月二十八日

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒松倉笹ヶ森四、八、九、一一、二八の一二、二九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

笹ヶ森四・九・一一・二九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百五十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十七条の二第一項の規定により、次の一から六のとおり桃ノ浦漁港に係る特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出があったので、同条第三項の規定により、当該申請書を宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）及び宮城県東部地方振興事務所において、平成二十五年六月二十八日から平成二十五年七月五日まで公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業認定に關し当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに次の七により漁港管理者に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 桃浦かき生産者合同会社

- 2 所在地 石巻市桃浦字上ノ山六十六番地三十四

- 3 代表者の氏名 代表社員 大山勝幸

二 特定漁港施設の運営の事業の名称

桃ノ浦漁港カキ加工事業

三 特定漁港施設の運営の事業の内容

カキ養殖から加工、販売までの一貫した取組を行うため、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工する。

四 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置

- 1 名称 加工場用地

- 2 規模 千七百五十五・八八平方メートル

- 3 構造 アスファルト舗装

4 配置 別図に示すとおり（「別図」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）

五 貸付けを受けようとする期間及び利用形態

- 1 貸付けを受けようとする期間 平成二十五年七月十九日から平成三十年三月三十一日まで

- 2 利用形態 当該用地において加工場を建設し、利用する。

六 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は、石巻市桃浦地区の十五人のカキ養殖業者が、民間企業と連携し、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における六次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し設立された合同会社である。

加工場では、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行うものである。

七 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

- 1 提出方法 持参

- 2 提出期限の日時 平成二十五年七月五日 午後五時十五分

- 3 提出先 宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）又は宮城県東部地方振興事務所

○宮城県告示第五百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年六月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
新日本商事株式会社 安部 文秋	遠田郡美里町北浦字天神南三十六	特一二十 第九千四百七十九号	一部廃業 特定建設業 ほ装工事 水道施設工事	平成二十五年 五月二十三日
株式会社塩釜中央不動産 伊藤 由紀	多賀城市下馬五丁目二 一十八	一般一二十二 第九千七百二十号	一部廃業 一般建設業 大工工事	平成二十五年 五月二十日

株式会社住販ブ ラザ 高橋 敏文	石巻市大街道東一丁目 四一十八	特一二十四 第一万六千六 百六十六号	一部廃業 特定建設 管工事業	平成二十五年 五月二十四日
株式会社いずみ 高橋 光市	黒川郡大和町吉田字日 水三十三	一般一二十 第一万六千八 百八十八号	一部建設業 土木工事業 建築工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	平成二十五年 五月二十三日
株式会社手摺や 渡辺 美紀	仙台市若林区卸町東四 丁目三一十五	一般一二十 第一万六千九 百四十七号	全部建設業 全部建設業 器具工事業	平成二十五年 五月二十二日
笠原電氣 笠原 聡	仙台市泉区館四丁目二 十三一八	一般一二十二 第一万八千八 百六十七号	全部建設業 全部建設業 電気工事業	平成二十五年 五月二十七日
有限会社アイテ ック 斎藤 正弘	柴田郡柴田町大字船岡 字鍋倉一八	一般一二十二 第一万八千八 百八十三号	一部建設業 一般建設業 建築工事業 大土工事業 とび土工事業 内装仕上工事業	平成二十五年 五月二十八日
リビルド・女川 合同会社 日野 敏則	牡鹿郡女川町浦宿浜字 十二神五十九	一般一二十四 第一万九千六 百三十二号	一部建設業 一般建設業 管工事業	平成二十五年 五月二十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東
部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 奥松島松島公園線

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
東松島市宮戸字村一四番一地从先から 同市宮戸字村一四番一地从先まで		前 （メートル） 一三・〇	後 （メートル） 一四・八
後 一一・八	前 一三・〇	敷地の幅員 八・八四	敷地の延長 八・八四

○宮城県告示第五百六十一号

石巻市から石巻広域都市計画及び河北都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法
（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、
次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道

- 2 名称 石巻市東部流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十二号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法
律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の
縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道

- 2 名称 石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次の土地区画整理

事業の換地処分について届出があった。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業

二 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

三 事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番一号

四 換地処分の年月日

平成二十五年四月二十四日

○宮城県告示第五百六十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表あすか信用組合の項の次に次のように加える。

相双信用組合	相馬市中村字大町六十九番地	県内に所在するすべての店舗
--------	---------------	---------------

附則

この告示は、平成二十五年七月三日から施行する。

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第二項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市飯野坂五丁目七番一、七番二、七番六、十二番六及び十二番十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 6月28日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第1条関係）

番号	路線名	区 間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成力馬合手橋地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成右壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目1121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで
6	一般国道4号	名取市植松字入生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで

7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市築館源光101番7先まで
8	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1先まで
9	一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平88番3先まで
10	一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
11	一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二木西26番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
12	一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
13	常磐自動車道	亶理郡山元町大平字新平110番7先から 亶理郡亶理町逢隈中泉字新田39番1先まで
14	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から 気仙沼市松川149番先まで
15	一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日山岸2番3先まで
16	一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字榎田15番1先から 登米市栗和町米谷字岩の沢57番地先まで
17	一般国道47号	大崎市古川字本庫島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
18	一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 黒川郡富谷町穀田字松葉55番12先まで
19	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
20	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
21	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
22	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
23	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字支倉字石橋33番1先まで
24	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
25	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 宮城郡利府町利府字新掃橋116番1先まで
26	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢乙字野沢4番5先から 黒川郡大和町落合舞野字歩ノ東95番3先まで

27	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
28	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
29	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字榎田115番1先まで
30	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
31	主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
32	主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
33	主要地方道塩釜亶理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
34	主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1先から 亶理郡亶理町字日館61番21先まで
35	主要地方道塩釜港線	塩釜市港町一丁目75番地先から 塩釜市港町二丁目127番地先まで
36	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
37	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
38	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩釜市港町一丁目75番地先まで
39	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩釜市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
40	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
41	主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢1番1先まで
42	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先から 黒川郡大和町落合舞野字申28番1先まで
43	主要地方道亶理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
44	主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字村田字広畑52番3番1先から 柴田郡村田町大字村田字畑52番3番1先まで
45	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
46	一般県道亶理イノタ線	亶理郡亶理町逢隈中泉字北新丁20番2先から 亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで

47	一般県道岩沼浜線 地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
48	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
49	一般県道石巻港イン ター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反各地50番1先まで
50	一般県道石巻工業港 矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
51	市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
52	市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
53	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
54	市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
55	市道八軒小路原町坂 下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
56	市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
57	市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
58	市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字台橋116番1先まで
59	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
60	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
61	市道原町東部第三幹 線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番先(南東角) まで
62	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
63	市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
64	市道二野倉工業団地 1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
65	市道二野倉工業団地 2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番1先まで
66	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで

67	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
68	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木二丁目226番2先まで
69	町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
70	町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
71	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角) まで
72	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角) から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
73	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角) まで
74	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角) から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角) まで
75	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
76	港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
77	港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第91号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した社団法人宮城県交通安全協会から名称の変更の届出があったので、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年6月28日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 宮城県交通安全活動推進センターの名称

- (1) 変更前の名称
社団法人宮城県交通安全協会
- (2) 変更後の名称

一般社団法人宮城県交通安全協会

2 変更の年月日

平成25年 4月 1日